

行財政改革の取組状況について

本市の財政状況は、人口減少や少子高齢化に伴う地域経済の縮小による市税の減少をはじめ、人口を算定基礎とする地方交付税等の減少や市立芦別病院への経営支援に伴う財政負担の増加等により、急激に厳しさを増しています。

このことから、収支均衡型の財政構造(※1)へ転換することを目標として、毎年度、緊縮予算の編成に取り組んでいますが、地方交付税の減少等の理由から、収支不足を解消することができず、留保資金(※2)を取り崩しながら財政運営を行っているのが実態となっています。

平成30年度から令和4年度までの一般会計の収支不足額は、総額で11億4千万円が見込まれていることから、行財政改革に取り組み、将来にわたって安定した財政運営を行っていくことが求められています。

このため、市では財政基盤強化集中改革プランを策定し、平成30年度から令和4年度までの5年

間において、目標として定めた「標準財政規模(※3)の10%以上の留保資金の確保」及び「収支均衡型の財政構造の確立」の達成に向けて、行財政改革の取り組みによる目標効果額を7億円とし、各種事務事業の見直しや現状に見合った制度内容等に変更していきます。

今月は、既に見直しを行った事業や今後見直しを行う予定の主な事業等について、お知らせいたします。

-
- (※1) 収支均衡型の財政構造／歳入に占める割合の大きな市税や地方交付税が減少していることから、見込まれる歳入の範囲内に歳出を抑えるように財政運営を行うこと。
 - (※2) 留保資金／財政の健全かつ円滑な運営を行うための財政調整基金等(市の貯金)のこと。平成30年度末の現在高は約15億円です。
 - (※3) 標準財政規模／他市町村と比べて平均的な行政サービスを提供するために必要と見込まれる国が示す収入の規模で、本市の場合は約60億円です。

公共施設等の統廃合や複合化（令和元年度～令和4年度までの削減等効果額の目標：8千万円）

○健民センターオートキャンプ場の廃止 行政運営の効率化を図るため、収益性に乏しい健民センターオートキャンプ場を廃止し、平成31年4月から2つのオートキャンプ場を滝里湖に集約した。	【商工観光課】
○カナディアンワールド公園の廃止 施設の老朽化が著しく、来園者の安全確保が困難となる可能性が高まっていることから、令和2年3月末日で公園としての位置付けを廃止する。	【商工観光課】
○国設芦別スキー場の休止 施設の老朽化が著しく、維持管理費を負担することが困難なことから、令和2年4月から休止する。	【商工観光課】
○芦別温泉「日帰温泉」の休止 温泉施設の老朽化により維持管理が困難になってきているため、星遊館のリニューアルにあわせて、令和2年4月から休止する。	【商工観光課】
○保健センターの休止 検診等の実施以外は使われていないことから、検診等を福祉センター等の他の公共施設で実施することとし、平成31年4月から休止した。	【健康推進課】

総人件費の抑制（令和元年度～令和4年度までの削減等効果額の目標：2億3千万円）

○現業職等の退職不補充 学校事務補助、給食センター調理職員等の定年退職にあわせ、平成31年4月から、順次、臨時職員化や業務委託化を行っていく。	【総務課】
○特別職の給料独自削減 平成31年4月から、市長30%、副市長15%、教育長10%の給料削減を実施している。	【総務課】
○管理職（市立芦別病院の医師を除く）の給料独自削減 平成31年4月から、部長・課長（相当職含む）等の管理職の給料を5%削減している。	【総務課】

単独扶助費の見直し（令和元年度～令和4年度までの削減等効果額の目標：4百万円）

国等によるさまざまな福祉施策が充実してきた中において、過去から市の独自施策として展開してきた扶助費等の単独サービスについては、今後も継続することは財政的に困難となりつつあり、国の制度に基づく市の負担分をしっかりと維持していくためにも、市独自のサービスの見直しを図ります。

事業名等	改正前	改正後
血液透析等通院交通費助成事業 【福祉課】	血液透析等を受ける身体障がい者(児)のうち、市外の医療機関に通院または入退院する方の交通費（路線バス運賃等）の2分の1を助成する。	令和2年4月から廃止する。
ハイヤー券交付事業 【福祉課】	公共交通機関の利用が困難な身体障がい者(児)の経済的負担軽減等のためタクシーチケットを交付する。(24枚/年、ただし、血液透析療法を受けるため、市立芦別病院に通院する障害等級が1級から3級までの方は48枚/年)	令和3年6月から市町村民税課税世帯に属するものを除く。(非課税世帯のみ対象とする。)
送迎サービス事業 【福祉課】	身体障害等級が1級から4級まで（歩行困難な方）、かつ、外出時の移動手段が確保困難な方に対し、外出の際の送迎を行う。(社会福祉協議会へ委託して実施)	令和2年4月から廃止する。
紙おむつ支給事業 【福祉課】	在宅において常時おむつを必要とする方に対し、その方を介護する家庭の経済的負担の軽減を図るため、1日当たり3枚の紙おむつを支給する。	令和2年4月から常時他人の介護を必要とする重度身体障がい者、重度知的障がい者、障害等級が1級若しくは2級に該当する身体障害を有する3歳以上の児童または児童福祉法に基づき知能程度が重度と判定された3歳以上の児童については廃止する。ただし、要介護度3、4、5に認定されている高齢者または特定疾患患者及び日常生活用具給付等事業における紙おむつの支給については、従来どおり制度を継続する。
精神障がい者地域活動支援センター等通所交通費扶助事業 【福祉課】	地域活動支援センター等に通所する精神障がい者に対する交通費を全額助成	令和2年4月から助成率を2分の1とする。 ただし、助成率を引き下げることによる財源は、平成31年4月から対象範囲を拡大（市内通所限定から市外通所も対象）した知的障がい者の施設通所者に対する交通費の助成に充てていく。
遺児手当 【福祉課】	遺児の健全な育成助長のため、遺児1人につき月額3千円の遺児手当を支給する。	令和2年4月から廃止する。(ただし、経過措置として、現に支給を受けている方については、義務教育終了まで手当を支給)。
非常災害被災者支援金 【福祉課】	非常災害により家屋に被害を受けた方への応急的支援として、家屋の7割以上が被害を受けた場合は5万円、7割未満や床上浸水の場合は3万円を支給する。	令和2年4月から廃止する。

単独事業の見直し（令和元年度～令和4年度までの削減等効果額の目標：6百万円）

事業名等	改正前	改正後
人生の節目祝品贈呈事業 【市民課】	人生の節目となる結婚及び出産を祝福し、祝品を贈呈する。(結婚祝品は1組につき10万円、出産祝品は1子につき10万円)	令和2年4月から結婚祝品を廃止するが、出産祝品は継続して実施する。
長寿祝品 【介護高齢課】	長寿を祝福するため、七十五歳祝品(お米食べ比べセット)及び百歳祝品(商品券5千円、似顔絵)を支給する。	令和2年4月から七十五歳祝品を廃止するが、百歳祝品は継続して実施する。

施策推進等に係る補助金等の見直し

(令和元年度～令和4年度までの削減等効果額の目標：1億8千万円)

補助金名等	改正前	改正後
新規学卒者等雇用奨励金 【商工観光課】	新規学卒者を雇用した市内事業所へ奨励金を交付する。(雇用者1人につき3年間で100万円を分割交付)	令和2年4月から廃止する。
ふるさと就職奨励金 【商工観光課】	本市にU・Iターンした者及び新規学卒者が市内企業に就職した場合に奨励金を交付する。(1人につき3年間で30万円を分割交付)	令和2年4月から奨励金額を引き下げる。(1人につき3年間で22万円を分割交付)
企業振興奨励金等 【商工観光課】	製造業等の事業者で、固定資産取得価額が5百万円を超える場合、その取得価額の30%または50%以内、最大で1億円の奨励金を交付する。また、固定資産取得価額が2千7百万円を超える場合、その固定資産税を5年間免除する。	令和2年4月から、奨励金の交付率及び交付限度額を引き下げる。(取得価額の30%以内、最大で7千万円)また、固定資産の課税免除期間を3年間に短縮する。
中小企業者等資金融資保証料補給金 【商工観光課】	設備資金等の融資を受けた中小企業者に対して、当該設備資金等の融資に係る保証料を全額補給する。	令和2年4月から、保証料の補給率を2分の1に引き下げる。
産業振興住宅確保奨励金 【商工観光課】	従業員の用に供する住宅を取得する中小企業者へ奨励金を交付する。(新築1棟当たり4千万円限度、中古1棟当たり2千万円限度)	令和2年4月から、補助限度額を引き下げる。(新築1棟当たり2千万円、中古1棟当たり1千万円)
ドリームフェスタ実施事業費補助金(年末の福引き抽選会) 【商工観光課】	歳末の地元商品販売拡大及び市民の購買促進を図るため、商工会議所へ補助金(100万円以内)を交付する。	令和3年4月から廃止する。
割増特典付商品券額面超過補助金(プレミアム付商品券発行事業) 【商工観光課】	商工会議所が主催する割増特典付商品券発行事業に対し、額面超過金額相当額(商品券の額面に記載する額の合計額と当該商品券の購入額との差額)を補助金として交付する。	令和2年4月から廃止する。
農業体験実習奨励金 【農林課】	農業体験実習者の実習期間中(30日以上60日以下)に奨励金(4千円/日)を交付する	令和2年4月から、実習期間を1週間以上1箇月以下に短縮する。
営農指導助成金 【農林課】	営農実習者受け入れ先の農業者へ助成金(5万円/月)を交付する。	令和2年4月から、助成金額を月額2万円に引き下げる。
新規就農者支援資金 【農林課】	営農実習者へ支援資金(単身者15万円/月、妻帯者20万円/月)を貸し付けする。	令和2年4月から廃止する。
営農実習助成金 【農林課】		(新設)令和2年4月から、営農実習期間中、月額7万5千円を助成する。
家賃助成金 【農林課】		(新設)令和2年4月から、営農実習期間中の家賃の2分の1以内を2万5千円限度で助成する。
経営自立補助金 【農林課】	農業経営開始から1年以内に貸借した農地等の賃借料の50%を補助する。	令和2年4月から、年額50万円の限度額を設ける。

施策推進等に係る補助金等の見直し（つづき）

補助金名等	改正前	改正後
経営安定補助金 【農林課】	農業経営開始から3年以内に取得した農地に係る固定資産税相当額の補助金及び経営開始から3年以内に農地等の取得のために借り入れた制度資金の借入額の5%の補助金を交付する。	令和2年4月から、固定資産税相当額の補助を廃止し、農地等の取得のために借り入れた制度資金の借入額の5%補助における借入上限額を引き下げる。
リース料補助金 【農林課】		(新設)令和2年4月から、軽トラック、フォークリフトなど、公的な制度資金の対象とならない設備投資に対し、農業経営開始から5年以内にリースする農業機械等のリース料の30%を年50万円限度で5年間補助する。
芦別高等学校修学費助成金 【学務課】	芦別高等学校への進学者を確保するため、生徒の通学費（全額）及び検定試験受験料（2分の1）を助成する。（通学費：通学距離が片道6キロメートル以上あり、かつ、公共交通機関を利用して通学する生徒の通学定期旅客運賃）	令和2年4月の新入学生から、通学費の助成を2分の1とする。なお、地元中学校から芦別高等学校に進学する生徒への新たな支援策として、修学奨励費（10万円商品券）を交付する。
防犯灯等電気料補助金 【市民課】	町内会等に対して、防犯灯等の電気料を一部助成する。（助成率：防犯灯55%、街路灯35%、準防犯灯45%）	令和2年1月から、支払った防犯灯、街路灯及び準防犯灯の電気料の助成率について、一律50%に見直しする。
持ち家取得奨励金 【都市建設課】	定住の基盤となる持ち家の取得を奨励するため、新築住宅は100万円（市内業者で市の契約者資格登録者の建設に限る）、中古住宅の取得は50万円を上限として奨励金を交付する。	令和2年4月から、新築の奨励金を廃止する。中古住宅については、現行制度を継続するが、子育て世帯の場合にあっては、取得に対する奨励金50万円上限の交付のほか、20万円を加算して交付する。
住宅改修促進事業費補助金 【都市建設課】	100万円以上の住宅改修工事（リフォーム）に係る費用に対して、その費用の5分の1（限度額20万円）を助成する。	令和2年4月から、改修工事費を50万円以上に引き下げるとともに、助成率を10分の1（限度額30万円）とする。
水洗便所等改造資金利子補給金 【上下水道課】	既設便所の水洗化及び排水設備を設置する方に対し、その改造に要する資金の融資あっせんを行い、あっせんを受けて金融機関から融資を受けた資金に見合う利子相当額を補給する。	下水道供用開始区域内における水洗化が約9割まで普及してきたことから、令和2年4月から廃止する。なお、令和2年4月以降に新たに水洗化を行う場合でその改修費用が50万円以上のものについては、上記の住宅改修促進事業費補助金の助成制度の対象となる。

◎これらのほか、市議会独自の取り組みとして、令和元年5月から市議会議員の報酬を10%削減するとともに、政務活動費を廃止しています。

●詳細／行財政改革推進課行革推進係